

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年6月18日
照会部署名 那覇年金事務所適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター 川平 永基 (役職名) 適用調査課長
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス

業務実施部署の長の確認

渡邊
泰行

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—029

本部受付番号 No. 2010—724

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

短時間労働者の被保険者の資格取得について

(内容)

現在、防衛省では、1日の勤務時間が5時間の労働者を社会保険に加入させているが、そもそも1日の勤務時間が5時間の労働者は社会保険の強制適用に該当しないため、被保険者を適用からはずすことができないかとの問い合わせがあった。また、本来、社会保険に強制加入させる必要がないとすれば、今現在被保険者としている労働者についても、社会保険からはずしたい旨の相談がありました。

<対応策>

当事務所としては、1日5時間勤務の労働者は、社会通念上の4分の3に該当しないので、社会保険の被保険者に強制加入とならないが、当防衛省は、長年に渡り1日5時間勤務の労働者を社会保険に加入させていることから、現在加入している人は既得権を有すると考える。現在加入している被保険者については、任意包括適用事業所の脱退と同様、4分の3以上の同意をもって社会保険の適用をはずすことがで

き、今後新たに採用した人については、社会保険の強制加入被保険者としなくて良い旨回答してよいか。

(ブロック本部回答)

S55.6.6 付け内かんの「1」においては、常用的使用関係にあるか否かについては当該就労者の就労形態等を総合的に判断することとされており、同内かんの「2」において、所定労働日数や所定労働時間等を同種の業務に従事する者と比較しているが、その一方で同内かんの「3」において認定にあたっては、当該就労者の就労形態等個々具体的な事例に即して判断すべきともされている（本部疑義照会回答 No.2010-334 より抜粋）。

よって、1日の勤務時間が5時間ということのみでは社会保険の適用に該当しないとは言えないため、上記主旨と加入となった経過等を踏まえ、当該就労者の適用の可否を判断することが妥当であると思料するが、回答先が防衛省であり、沖縄県だけではなく全国の米軍基地を抱える県にも影響するため、本部に確認した上で、回答して頂きたい。

回答日 平成22年6月30日

回答部署名 九州ブロック本部 適用徴収支援部 厚生年金適用支援G

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）山口 茂

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ご照会については、ブロック本部の見解が妥当であると考える。

なお、総合的に判断されるにあたって、平成6年8月2日付庁文発第2586号の2通知「郵政省に雇用される郵政短時間職員に対する健康保険法等の適用について」も参考にされたい。

回答日 平成22年11月19日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 渕 康幸

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上